

茨商工発第150号
令和8年1月27日

各 位

茨城町商工会
会長 関根 敏政
(公印省略)

「茨城町物価高騰対策生活応援地域商品券配布事業」
登録事業所募集について
～茨城町物価高騰対策生活応援地域商品券（愛称「きらり」）～

時下益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。

平素、当会の活動にはご協力頂き厚くお礼申し上げます。

当商工会では、物価高騰等の影響を受けた生活者の負担軽減と、地域経済の活性化のため、全町民に商品券を配布する茨城町物価高騰対策生活応援地域商品券「きらり」配布事業を茨城町と連携し実施することになりました。

町内事業者に対する経済対策となることから幅広い業種からの登録事業所の申し込みを募集することとなりましたので、是非、この機会に取扱事業所として登録下さいます様お願い申し上げます。

記

1. 登録募集 令和8年1月27日（火）～2月10日（火）まで
登録は無料。（約250事業所を予定）
原則として茨城町内に所在する事業所。
※印刷の都合上、締切厳守でお願いします。
登録が遅れた場合は案内チラシに掲載されません。
 2. 登録手続き 別紙の登録申請書に必要事項を記入の上、商工会事務局へお申し込み下さい。（郵送・FAX可）
 3. 商品券配布 令和8年3月下旬から全町民へ配布予定（順次発送）。
※1冊7,000円（額面1,000円券7枚綴り）
※今回は全町民への直接配布方式となります。
(R8/1/1現在の住民基本台帳により配布されます。)
※町内の登録事業所対象共通商品券による利用。
 4. 有効期間 令和8年4月1日～令和8年9月30日（6ヶ月間）
 5. 利用範囲 通常の消費行動全般。（物品購入、飲食・医療等サービス支払）
※税金などの公的費用支払や他の商品券購入・事業資金としての利用はできません。
(公的医療機関への支払には利用できません。)
 6. 換金要領 毎月2回締め（商工会へ持参）を予定します。
換金は、事業所の指定金融機関口座振込払いとします。
※換金手数料は無料、送金手数料も発行者が負担します。
- ※当扱い要領説明・販促品の配布につきましては、後日ご案内いたします。